

第16回 通常理事会 議事録

(2023-2024 年度 第16回)

日 時：令和6年9月19日（木）14:00～16:30

会 場：大和市生涯学習センター 610大会議室

○	平山 正義	○	山口 英生	○	小松 正道	○	山口 雄	○	古室 大悟	○	白川 幹	○	鈴木 武昭
△	有泉 絵美	×	名和 靖晃	○	永島 優子	×	鈴木 興	○	長友 寛昌	○	古谷 雄一	×	高橋 康
×	大和田 優	○	福田 亮一	○	田中 正幸	×	矢野 高 WEB	×	奈良 直史	×	伊藤 耕人	○	杉本 勝郎
×	佐藤 眞吾	○	松井 正	×	渡邊 靖	○	小泉 厚	×	山中 信悟	○	酒井 弘幸		
監事		○	平野 武洋	○	山本 敏夫	○	棕 茂廣			日事連副会長		○	白井 勇
(事務局)磯部事務局長								議事録作成者:酒井専務理事 (事務局)磯部					

出席者：17名（△は定足数確認時に不在）

司会：古谷総財務委員長

- ・平山会長挨拶
- ・定足数の確認 27名中（ 16 ）名出席。過半数出席のため定款第43条により会議成立を報告。
- ・定款第47条により議事録署名人は会長と出席した監事とした。
- ・定款第42条により会長が議長となり議事を行う。

1 審議事項

第1号議案 会員の入会等について承認を求める件

資料1-1により、磯部事務局長から以下の通り説明。

- ・正会員の入会 （ ）は指定代表者名

横浜支部 宇賀神建築設計工房（宇賀神洋一）

- ・正会員の退会 なし

以上、1社の入会が承認された。入会1社、退会0社 現在会員数742社。

- ・賛助会員の入会

株式会社 佐原

- ・賛助会員の退会 なし

以上、1社の入会が承認された。入会1社、退会0社 現在会員数98社。

第2号議案 HP改定におけるサイトマップ（案）について承認を求める件

資料1-2により、白川理事および長友理事から前回の検討事項のご意見も踏まえ、以下の通り説明。

- ・ログインはトップページ等（ヘッダー、ナビゲーションバー）で行い、一度ログインすれば「サポセン」及び「建築士事務所の方へ」のどちらの会員ページも閲覧できるようにする。
- ・サポセン内の「年間スケジュール」に神事協スケジュールを加え、統一する。
なお、会員以外の方も委員会スケジュール等の情報を閲覧できることをご了承ください。
これは、当会の活動内容を会員外の方へ見せることで会員増強等にも繋がると考えております。
- ・その他サポセン内の変更は、業務支援委員会に引き継いでいただきます。
- ・以下のサイトマップをベースにホームページを作成しますが、予告なく変更する可能性があることをご了承ください。

なお、新しいホームページでは、会員サポートセンターを前面に押し出したトップページ構成を考えており、多くの方へ会員サポートセンターが認識されやすい構成とすることを検討しています。

TOPヘッダーナビゲーションバー

TOP

サブセン

建築士事務所の方へ

一般の方へ

検索

ログイン

※サブセン内のログインは削除

会員サポートセンター

委員会・支部一覧

※名称変更

年間スケジュール

講習会

神事協スケジュール

※現HPバナーを削除してサブセン内で統一

講習会アーカイブ 動画、テキスト資料

講習会Q&A

※現一般HPから移行

協力事務所紹介

他士業紹介サービス

実務文章フォーマット

JAAF-MSTのご紹介

日事連のページ

設計図書保管サービス

建築士事務所の業務報酬算定方法2024

※現在作成中

業務書式モデル集

東京会へリンク（業務支援委員会検討）

会員関係書類 入退会・変更・休会届、特別会友、慶弔関係

事業承継支援

※×継承→承継

保証サービス

ホームページ開設支援サービス

建築士事務所の方へ

[TOPページ作成]

建築士事務所の方へのお知らせ 一般情報、講習会、行政・他団体

建築士事務所登録

法定講習

講習会Q&A

建築士事務所賠償責任保険

日事連のページ

適合証明技術者

日事連のページ

耐震基準適合証明

日事連のページ

重要事項説明

日事連のページ

書式ダウンロード

外部リンクのみ

建設業国民健康保険

入会のご案内 入会申込書他

書籍等の販売

住・緑・家

マンション等の大規模修繕

マンション等の大規模修繕業務特別委員会

景観・まちづくり

委員会・支部一覧

※サブセン内のページ

会報「かながわ」

会誌「日事連」

(社)日事連会務月報

委員会委員名簿

各委員会活動報告

委員会規程

建築物耐震改修評価

「住・緑・家」運営

景観・まちづくり特

木造特別委員会規程

青年部会運営委員会

災害時対策特別委員

会報誌編集特別委員

建築物等調査・鑑定

景観整備機構等の業

設計者選定システム

内規等

後援名義等の使用等

広告掲載取扱要領

講師料等についての

理事会推薦理事の推

各種取り扱いについ

功労者（退会者）へ

ブロック支部担当理

建築士事務所登録事務関係

登録等事務規程

建築士事務所の登録等に関する取扱要領

建築士事務所登録簿閲覧規則

「神奈川県内の各市町村における木造住宅耐震化事業に係る補助基準一覧」

※旧委員会作成資料

コンペ情報

建築CPD

かながわ建築設計政経研究会会則

寒川町木造住宅耐震相談に関する協定

野中公認会計士事務所 委嘱契約

会員ページ利用案内

※更新停止、不要となれば全削除

旧会員ページ

現講習会セミナー情報を含む

※更新停止、不要となれば全削除

一般の方へ		[TOPページ作成]
一般の方へのお知らせ	一般情報、神事協、行政・他団体	
建築士事務所って何？		
建築士事務所を探す		
会員建築士事務所データベース	(データベース)	
建築物等調査・鑑定業務登録事務所	(名簿) (PDF)	
既存住宅状況調査技術者	(名簿)	
建築物等の定期調査業務	(名簿) (PDF)	
住宅防音事業	(名簿) (PDF)	
アスベストに関する調査	(名簿) (PDF)	
耐震診断・耐震改修業務	(名簿) (PDF)	
建築設計トラブル相談		
住・緑・家		
マンション等の大規模修繕	マンション等の大規模修繕業務特別委員会	
景観・まちづくり		
委員会・支部一覧	※サポセン内のページ	
当会のご案内		※現一般HP・協会概要
会長あいさつ	※【要作成】	
協会事業のご案内	※現一般HP、冒頭の活動内容のみ	
法定団体の役割		
憲章		
名称・所在地・設立・目的・事業		
委員会・支部一覧	※サポセン内のページ	
会員・役員		
役員名簿		
マンション委員会委員名簿		
賛助会会員名簿		
特別会友名簿		
委員会事業関係名簿（調査鑑定）		
委員会事業関係名簿（マンション大規模修繕）		
委員会事業関係名簿（景観整備機構）	(名簿) (PDF)	
定款・規則・協定等		
定款		
定款施行細則		
会費規程		
役員等の費用弁償規程		
常勤役員の報酬規程		
倫理規程		
懲戒規程		
表彰規程		
表彰基準		
基準支部規則		
神事協令和会規程		
同好会運用規則		
マンション等の大規模修繕業務特別委員会規程		
マンション等の大規模修繕業務対応登録事務所登録要綱		
神事協・神奈川賛助会会則		
(県)災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定		
(県)災害時における住宅再建に係る相談業務に関する協定		
横浜市消費生活相談に伴う住宅の施工に関する調査、診断及び専門的助言に関する覚書		
横浜市住宅供給公社との令和5年度耐震トータルサポート事業に伴う建築士派遣に関する覚書		
相模原市指定景観整備機構		
(弁護士会)弁護士及び建築士事務所の紹介等に関する協定		
(総合資格)講座割引支援に関する提携についての覚書		
(UDI)確認申請手数料の割引に関する覚書		
神奈川県建築会議 関係(他、二会の合意を得る)		
IR情報	事業概要報告書、貸借対照表、他	
神事協・神奈川賛助会会則		
マンション等の大規模修繕業務特別委員会規程	委員会規程、登録要綱	
協会の活動	※過去のイベント・事業も列挙、HPあれば公開	
リアリティのある応急仮設住宅の提案		
40周年記念事業 仮設住宅計画コンペティション		
アイディアソン&ハッカソン大会		
神事協の歴史	※〇〇周年記念事業 etc	
年間スケジュール	※サポセン内のページ	
お知らせ	※各ページと同じ内容が表示される(連動)	
建築士事務所の方へのお知らせ		
一般の方へのお知らせ		
サイトマップ(目次)	[目次ページ作成]	
賛助会のHP		
フッター		
個人情報保護について		
SNS運用ポリシー	(PDF)	
SNS活用ガイドライン	(PDF)	
アクセス		
お問い合わせ		

<意見等>

- ・各委員会活動報告に理事会の議事録が無いので、掲載して欲しい。
→ 掲載します。

以上、原案通り承認された。

第3号議案 海老名市における空き家対策に関する協定締結について承認を求める件

資料 1-3 により、磯部事務局長から以下の通り協定書（案）を説明。

また、業務実施については、海老名支部会員が行うことを想定していることを併せて説明。

海老名市における空き家対策に関する協定書 （案）

一般社団法人神奈川県建築士事務所協会（以下「建築士事務所協会」という。）と海老名市（以下「市」という。）は、海老名市内における空家等の対策を進めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、建築士事務所協会と市が相互に連携・協力をし、海老名市内の空家等への対策を進めることにより、空家等の適正な管理を促進し、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- （2） 管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。
- （3） 特定空家等 法第2条第2項に規定する管理不全空家等をいう。
- （4） 管理不全空家等及び特定空家等の判断支援事業 管理不全空家等及び特定空家等の判断において、建築物の専門的見地からの判断が必要なことから、市が行う現地調査に同行し、「管理不全空家等及び特定空家等の判断基準」に基づく劣化状況などの判定を行う業務をいう。

（連携事業）

第3条 建築士事務所協会と市は、この協定の目的を達成するため、相互に連携・協力し、次の各号に掲げる業務を行う。

- （1） 管理不全空家等及び特定空家等の判断支援事業
- （2） その他、空家等の対策を進めるための事業

（市が行う業務）

第4条 市は法第9条に基づく現地調査を実施するとき、必要に応じ、建築士事務所協会に対して情報を提供した上で、管理不全空家等及び特定空家等の判断支援事業の実施を要請することができる。

（建築士事務所協会が行う業務）

第5条 建築士事務所協会は、前条の要請があった場合、建築士法（昭和15年法律第202号。）第2条に規定される一級建築士または二級建築士の資格を有する者に管理不全空家等及び特定空家等の判断支援事業への選任をするものとする。

2 建築士事務所協会及びその会員は、市から提供を受けた空家等の情報や管理不全空家等及び特定空家等の判断支援事業で知り得た情報について、本協定の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(謝礼金)

第6条 市は、前条第1項に規定する選任があり、その者による管理不全空家等及び特定空家等の判断支援事業の実施が認められた場合は、予算の範囲内において、建築士事務所協会に1件あたり30,000円の謝礼金を支払うものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、建築士事務所協会又は市のいずれからも期間満了1か月前までに相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、この協定を1年間更新し、以後同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、建築士事務所協会と市が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、建築士事務所協会と市が記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年 月 日

神奈川県横浜市中区不老町 3-12

一般社団法人神奈川県建築士事務所協会

会長 平山 正義

神奈川県海老名市勝瀬 175-1

海老名市長 内野 優

以上、原案通り協定締結が承認された。また、協定締結日は、海老名市と調整する。

第4号議案 N E X T－関東甲信越ブロック青年協議会のコアメンバー推薦について承認を求める件

資料 1-4 により、山口英生副会長から以下の通り説明。

関東甲信越ブロック協議会幹事会の一般社団法人茨城県建築士事務所協会より標記依頼が以下の通りあり、青年部会運営委員会で検討した結果、以下の者を推薦したい。

協議会の名称：日本建築士事務所協会連合会 N E X T－関東甲信越ブロック青年協議会

推薦人数：1名

推薦対象者：正会員又は正会員事務所に所属する者その他適任者

推薦者：横須賀支部 軒軒設計一級建築士事務所 菅股 篤 様

以上、原案通り推薦が承認された。

なお、事務所住所が変更されているため、推薦書を修正して提出することとした。

第5号議案 第66回神奈川建築コンクール協賛者賞の選定を正副会長の専決とすることについて承認を求める件

資料1-5により、磯部事務局長から以下の通り説明。

神奈川建築コンクール実行委員会より協賛者賞の選定依頼があり、回答期日が9月27日であることから以下の表彰対象者を正副会長専決事項として取扱うこととしたい。

協賛者賞名称：神奈川県建築士事務所協会賞

表彰区分：会員が設計あるいは施工した優れた建築物

表彰対象：設計者、施工者のいずれか

(参考：神奈川建築コンクール実施要綱 第9条のよる)

表彰式：令和6年11月20日(水) 14:00～

以上、原案通り正副会長の専決事項とすることが承認された。

なお、結果については次回理事会で報告することとした。

2 報告事項

第1号報告 会員入会等の報告

資料2-1により、磯部事務局長が報告。

- ・正会員の入会 () は指定代表者名
横浜支部 ナイスユニテック株式会社一級建築士事務所(今泉 隆之)
- ・正会員の退会 () は指定代表者名
横浜支部 株式会社YSプラニット一級建築士事務所(岩下 俊一)
横浜支部 株式会社オーシャンブリーズ一級建築士事務所(助川 正之)

以上、入会1社、退会2社 会員数741社

- ・賛助会員の入退会 なし 会員数97社

第2号報告 建築士事務所登録(8月)の報告

資料2-2により、磯部事務局長が以下の通り報告。

<新規登録事務所>

8月 一級：11 件、二級：4 件、木造：0 件

<更新登録事務所>

8月 一級：28 件、二級：15 件、木造：0 件

<登録証明発行>

8月：9 件

以上、8月手数料収入合計：836,600 円。

<変更>

8月 一級：101 件、二級：13 件、木造：0 件

<廃業>

8月 一級：17 件、二級：3 件、木造：0 件

<期間満了抹消>

8月 一級：2 件、二級：0 件、木造：0 件

<閲覧> 8月：4 件

3 検討事項

(1) 2026年度 設立50周年記念実行委員会について

- ・資料3-1により、古谷理事から前回のご意見等を踏まえ以下の通り説明。

(ご意見等)

①実行委員会の組織について

- ・既存の委員会委員長と60歳未満の方を8ブロックより10名程度推薦頂く。
- ・コアメンバー（正副会長と経験者）を組織し、タタキ台を作って、実行委員会へ落とす形
- ・40周年記念から繋げていくためには、当時実行した方々からバトンタッチして頂いては。
→ スタートに向けて、知っている人が行くとそれ以上は望めない気がするので、なるべく線路はひかずに、上下を無くして、プレストを3回くらい実施してはどうか。
- ・前は、各委員会の委員長がいたので、やり易かったのも、委員長はメンバーにいた方が良いのでは。また、前は50代が中心で実施していた。
- ・新しい神事協を見据えた形でも良いのでは。
- ・実行委員会の組織の中で、記念事業部会はとても大事な中心的役割を担っていた。
- ・メイン事業にもよるが、若い世代（60歳未満）で組織した方が良いのでは。
- ・部会長＝副会長が良いのでは。
- ・法定団体の50周年なので、対外的な式典と記念誌は、コアメンバー（経験者）で準備委員会を組織し、1～2回程度の実施でタタキ台を作成する。ハードルを低くした方が良い。記念事業部会は、自由なメンバーで良いのでは。
- ・0からのスタートでも良いのでは。（50代中心に）

②開催目的とテーマについては、理事会又は実行委員会のどちらで決定した方が良いか。
また、テーマの決定時期はいつ頃が良いか。

- ・大きなものは理事会で決定し、内容は実行委員会で決定した方が良いのでは。
- ・実行委員会の部会長である程度固めてから、下に落としていった方が良いのでは。
- ・50年は節目なので、100周年に向けての発信も出来れば理想。(対外的にも)
- ・40周年記念でアンケートを実施したのを参考にしては。(本来は毎年実施するつもりでいたが、出来ていない。出来れば3年に1回程度実施した方が良いと思う。)

以上の意見等も踏まえ、次回理事会で、「実行委員会をどう組織するのか(スキーム、属性等も含めて)」を検討するので、意見提出をお願いした。

また、10～11月で詳細を決定し、12月理事会で実行委員会を決定したい。

(ご意見等)

①組織について(3部会:各8名程度想定)

- ・(永島)若い人(50歳以下)が中心になり「未来につなげる」をテーマにしていったら良いのでは。
- ・(白川)大卒の部分は、10年前の選定事由等も聞きたい。若い人が中心で良い。従業員も参加できる舞台があっても良いのでは。事務所協会の周知にもなる。
- ・(長友)準備委員会の設置は良いと思った。コアメンバーで構成し、ブロックから1名の8名程度で良い。骨組み、テーマ、構成の体系まで決めて、役員改選後に正式に委員会を設置したら良いのでは。
- ・(松井)40周年で何をやったのか。経験者からのレクチャーは必要(振り返り的なもの)
50周年のメインテーマを何にするのか、どのようにするのか。
- ・(古室)役員改選後に理事で無くなった場合は。
→推薦委員であるので、問題ないと思われる。
- ・(福田)記念誌部会が大変だと思う。テーマは、現執行部で決める必要がある。理事会か統括委員長会。理事等は関係なく選出した方が良い。ただし、継続できる方。
- ・(杉本)記念誌=つまらないものだと思っていたが、歴史の集大成は必要。
50周年は区切りなので、振り返りから前を見据え、次の10年につなげるようなものが良い。
- ・(白井)前回テーマの要素として、コンペ、記念誌があるので、40周年の内容を見て欲しい。
30周年から40周年で動きがあった。若い人が中心で良い。
- ・(棕)前回の時代背景として、社会貢献のためでもあったし、「建築士のレベルアップ」のためでもあった。
テーマの決定は難しいが、身近な問題からでも良い。会全体で向かっていけるテーマにする方が良い。
- ・(山本)ご意見を参考にしていけば良い。
- ・(平野)コアメンバーで検討した方が良い。
- ・(山口雄)準備委員会を各ブロック1名選出で組織し、そこである程度決めた後、部会を設置した方が良い。
- ・(山口英生)規模感が不明だが、大きくやる必要があるのか。淡々と実施する方向でも良いのでは。
出来る人たちで出来ることをする方が良い。
- ・(鈴木)40周年は知らなかった。「未来につなげる」ために若い人に携わって頂くのが良い。
ハンドリング(正副委員長)は、やって頂いた方が良い。ベテランの方は、補佐役へ。ただし、余計なことを言わない方が適任。
- ・(会長)熱意と発信。若い人を中心に集めて、外向きなのか、内向きなのかをはっきりとしていきたい。
- ・(有泉)同じことをするのであれば、経験者で良い。新しいアングルで見られる方でも良いのでは。

- ・(田中) メインテーマをきっちり決める。テーマは理事会で決定する。50代でコアメンバーを設置し、バックアップしていく方が良い。
50年、先を見据えた若い人の未来を思考し、希望を与える内容の方が良い。
- ・(小泉) コアメンバーでテーマを決め、そこに進めれば良い。若い人の自由な発想で良い。
テーマありきでは。

<スケジュール案>

1 9月19日理事会

- ・「実行委員会をどう組織するのか（スキーム、属性等も含めて）」を検討
→ ①若い人中心
②準備委員会を先行設置。骨格、テーマなどを含め、実行委員会スキームも決定する。
③経験者の振り返りや意見が聞けることで、サポート体制が出来る。

2 10月17日理事会

- ・「実行委員会」設置と委員の募集について審議し、承認。
→ 正副会長で案を作成する。

3 10月18日～11月末

- ・各ブロックに委員推薦依頼。

4 12月19日理事会

- ・各ブロックより推薦された委員を承認。

- ・参考として、理事会の共有ドライブへ以下の内容を入れることとした。(事務局対応)

40周年記念関係

30周年記念関係

日事連60周年記念誌関係

(2) 一般社団法人かながわ建築事務所協会（建事協）について

- ・資料3-2により、古谷理事から前回理事会での内容を以下の通り説明。
第1回意見交換議事録（5月27日開催）および第2回意見交換議事録（8月2日開催）より、以下について意見を求めた。

(3) 今後の進め方

(古谷理事)

- ・今後の進め方を確認したい。

(平山会長)

- ・組織の受け入れは、大きなテーマであり総会マターのレベルと考える。
- ・検討のスタート時の建付けは重要である。
- ・今年度の活動計画に入っていないので、令和7年度の事業方針に位置付ける方向で、予算編成方針のスケジュールを合わせて検討する考え。
- ・次回の神事協理事会で、検討事項としてとりあげることとし、集中審議していく。

(古谷理事)

- ・検討、擦り合わせに1～2年の期間が見込まれるが、建事協の役員改選時期との関係で

どうするか。

- ・ 神事協のため（小さな支部のため）に作ったので、神事協がどうしたいかを考えて欲しい。

（ご意見等）

（鈴木武昭） 小さな支部がメインに使うのであれば、使う方々が運営すれば良いのでは。

今の杯を残すのではなく、小さくしては。

→ 方法を示して欲しい。

（平山） 別組織となるが、表裏一体（全会員加入）の形としていく方が良いと考えている。

一般社団法人が良いのか、協同組合が良いのかは、不明。

（福田） 委員会での受注も可能。会員のバックアップ的役割も出来ると考える。

（杉本） 必要な組織としてとらえていた。どこを修正すれば表裏一体になるのか。

（鈴木與） 建事協を知らなかった。川崎支部など、2本立てしている支部もある。

会の中での平等性が担保できるのか。

神事協事務局を使うとの話があったが、独立採算で運営出来るのか。

総会で通らないのでは。

（長友） 存在自体、反対。会の存続には、採算が必要。（ボランティアにもなっていない）

理事の選出方法としては、業務受注委員会を設置する？

（山口雄） 総会で通せるか疑問。愛川支部も活用しているので、現状の形で良いのでは。

表裏一体とした場合の責任問題もあるので。

（山口英生） 業務内容を見たが、拡大路線ではない。システムがダメだと思っている。

愛川支部が建事協を利用しない方法等があるのか、再確認しても良いのでは。

（小松） 愛川支部の12条点検業務の問題はあるが、組織体が小さい行政なので、本会与契約や協定を締結したいとの意向がある。皆が同じ立場になる（平等性）ことが大切なので、表裏一体が良いのでは。県の第三セクター的な役割も担えるのでは。

受注金額の10%を手数料として納入している。

仕事をもらえと思って入って入会する人もいるので、そのような方へのPRにはなる。

（佐藤） 相模原支部で5年前に利用して存在を知った。会員からの認知度が低いのが問題である。

（永島） 建事協は必要であると考え。公益に寄与する活動（事務所登録が必要であるものの受け皿として）で、行政が頼みやすい状況である。川崎支部では、ブロック塀の調査も受注した経緯もある。

サポートセンターの役割とし、支部長が役員となる。ただし、受注業務は選定する必要がある。

費用の分配については、支部へ費用還元できるシステムとしては。

（白川） 神事協は業務団体でないので、業務を受ける必要はないと考える。

行政は地元に仕事を出し、実施して頂くのが良いので、支部が受注できるシステムがあれば良い。

（松井） 県西支部も12条点検業務を実施した。表裏一体の組織が良い。手数料の10%が負担であった。また、新しい人（出資していない人）が加入する場合のルール化も必要。

（古室） 契約金額の10%を建事協へ支払う仕組みなので、契約上は建事協が責任を持つ。

分からないですが、神事協が保証人になっているので、契約できているのか。

存続した方が良いと思うが。

（伊藤） 業務支援のために建事協がある。（公平性、地域性は、仕方が無いのでは）

税金など、神事協と建事協のやり取りの法的チェックは必要である。

神事協の高齢化、建事協のお金の話もある。

(山中) 存続は必要。地方では、行政が入札に出せない仕事もある。サポートセンターの一つとしても良いのでは。(行政の駆け込み寺的な役割も)

また、建賠的な業務支援システムの一つとしては。

(小泉) 横須賀支部の会費、月 6,500 円。仕事につながる組織は必要では。建事協が受注し、会員へ業務を回す。

(棕) 神事協として利用価値はある。個人で出来ないものを受けるための武器である。

愛川町には、建事協の説明にいている。(行政から業務を実施頂きたいとの要望に応えている)

会員がどう思うかの問題だと思う。

(山本) 分からない。

(平野) 理事の時に建事協の話が合った。当時は面倒であると思っていた。

存在は必要だと思っている。全会員へお知らせすることが大切。そのため、先ずは周知が大事なので、時間を掛けてアナウンスすること。組織は、一般社団法人で良いと思う。

次回の総会で諮るのは難しいと思う。次世代の人が引き継げる内容として欲しい。

(酒井) なし

・以上のご意見も含め、方向性を出す必要があるが、時間が足りないため、集中審議が必要だと考えている。そのため、タイムスケジュールも作って進めて行きたい。また、意見交換に出席した人で行う方法など、正副会長で方法を検討しお伝えすることとした。

・集中審議を以下の日程で実施することとした。

令和6年11月21日(木) 13:00~15:00(理事会開催前)

(3) 理事会への理事以外の参加について

・資料3-3により、古谷理事から以下の通り説明。

<検討内容(20240905 総財務委員会)>

・協会運営の今後を見据え、理事会などの仕組みを多くの人に広げていくことを目的に、委員会報告等、決議等を要しない場面での理事以外の理事会参加について

<参考：関係規程>

①定款施行細則(抜粋)

第11条 理事会は定款第38条第1項及び第2項に定める者に加え、その運営にあたり必要な者の出席を求めることができる。

第12条 議事の内容は、審議事項、報告事項及び検討事項に分ける。

2 審議事項は、決議を必要とする事項とする。

3 報告事項は、決議を必要としない事項のうち、記録にとどめる必要がある事項とする。

4 検討事項は、決議を必要としない事項のうち、各理事の意見を聴取し又は討議することにより、後日審議事項にするため、あらかじめ検討を加える事項とする。

5 議事事項は事務局長が作成し、専務理事の承認を経て会長に提出する。

6 やむを得ない理由のため、あらかじめ提出できなかった議事については、理事会開催直前

までに提出することができる。

7 前項について、会長が緊急やむを得ないと判断した場合は、議事として追加できる。

②定款（抜粋）

第38条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
ただし、議決に加わることはできない。

＜検討提案内容＞

○定款施行細則第11条の「その運営にあたり必要な者の出席を求めることができる。」について、
以下のように取り扱いたい。

担当理事が必要と認める場合は、報告に必要な委員等の出席を認める。

ただし、出席者には守秘義務があること。審議の場での発言は出来ないこと。について誓約
頂く。

（その他意見等）

- ・時間の制約もあることから、出席者には事前に発言予定時間をお知らせいた方が良いのでは。

以上について、ご意見等をお願い致します。

（ご意見等）

- ・良いことだと思う。
- ・理事会をオンライン配信すれば良いのは。
→ そこまでは現状実施しない。
- ・検討内容の目的が違うのでは。
→ 広い意味では、次期の正副委員長候補者となりうる人。

以上のご意見も含め、目的を明確にすることを総財務委員会で検討することとした。

4 各委員会報告等

①委員会報告

- ・資料 4-1 等により各委員会から報告された。

総財務委員会：9/5 → 会員証の件について、広報情報委員会へ検討を依頼した。

業務支援委員会：9/4 ・「事業承継」講習会、「災害時相談員勉強会」、「JAAF・MST2024」講習会
の実施を検討中。

広報情報委員会：9/10 ・ホームページ改訂について

ブロック支部委員会：8/27 ・9/28 スポーツ大会（ボウリング）川崎で実施。

法制委員会：開催なし

指導委員会：9/12 ・ノウハウ伝授などを目的にオブザーバー委員を募集。3月講習実施予定。

青年部会運営委員会：8/16 ・10/4OCNを相模原で実施。

建築物耐震改修評価特別委員会・専門員会：開催なし

「住・緑・家」運営特別委員会：8/27 町内会館コンペ実施調整中

マンション等の大規模修繕業務特別委員会：8/30 ・9/25 見学講習会を実施。

景観・まちづくり特別委員会：9/17 ・11/9 相模原市まち歩き（城址跡）実施予定。

災害時対策特別委員会：開催なし

会報誌編集特別委員会：8/20

木造特別委員会：8/29 ・9/2 省エネ講習実施を報告。

マロニエ BIM コンペかながわ 2024 実行委員会：8/28、9/6

・9/6 よりエントリー開始（応募状況：社会人6、学生2）、周知協力とエントリーを依頼。

倫理委員会：開催なし

5 日事連関係の報告

- ・日事連の委員会委員が決定した。
また、会員サービスの委員会と建賠保険の委員会を統合した。
- ・単位会組織強化支援事業の実施は、来年度が最終年度となる
以上、白井日事連副会長から現状報告。

①令和6年度日事連建築賞受賞作品の報告

- ・資料 5-1 により、白井日事連副会長から以下の通り報告。

国土交通大臣賞（一般建築部門）

建築作品名称	建築士事務所	所属事務所協会
徳島県新浜町団地県営住宅2号棟	(有) 内野設計／島津臣志建築設計事務所／ (株) カワグチテイ建築計画／(株) 長谷川大輔構造計画	徳島

日事連会長賞（小規模建築部門）

建築作品名称	建築士事務所	所属事務所協会
tobe	kufu	広島

優秀賞・一般建築部門

建築作品名称	建築士事務所	所属事務所協会
熊本地震震災ミュージアム KIOKU	(株) オープラスエイチ一級建築士事務所／ (株) 産紘設計	東京
東京都市大学7号館	シーラカンスケイアンドエイチ(株) 一級建築士事務所／ (株) 東急設計コンサルタント／ 東急建設(株) 一級建築士事務所	東京

まきのさんの道の駅・佐川	(株) 若竹まちづくり研究所／(株) STUDIO YY／ (有) ワークステーション	高知
--------------	--	----

優秀賞・小規模建築部門

建築作品名	建築士事務所	所属事務所協会
国東市鶴川商店街周辺拠点施設	下村正樹建築設計事務所／(株) 塩塚隆生アトリエ	東京
睦モクヨンビル	(有) 睦設計コンサルタント	大分
NF-SQUARE O-GAKI	坂本匡史建築設計室一級建築士事務所／ (株) 青木茂建築工房東京事務所一級建築士事務所	東京

奨励賞・一般建築部門

建築作品名	建築士事務所	所属事務所協会
幼保連携型認定こども園 らみどり	(株) はりゅうウッドスタジオ／TAPS 建築構造計画事務所	福島
KIND Center	(株) 渡邊健介建築設計事務所一級建築士事務所	東京
COURT HOUSE 自由が丘	一級建築士事務所奥野公章建築設計室	東京
岐阜市立長良小学校および長良公民館	大建・大建 met 設計共同体	岐阜
対馬博物館	一級建築士事務所 (株) 石本建築事務所 九州オフィス／ トータルメディア開発研究所	福岡

奨励賞・小規模建築部門

建築作品名	建築士事務所	所属事務所協会
オモヤとハナレ	山村健建築都市設計事務所 一級建築士事務所	東京
ゆりのき保育園	(株) SN Design Architects 一級建築士事務所	静岡
KANEKA Wellness Center	大成建設(株) 一級建築士事務所／隈研吾建築都市設計事務所	大阪
壊と家	(同) 建築設計事務所 SAI 工房	兵庫
鳥飼八幡宮 式年遷宮	一級建築士事務所二宮設計	福岡

②建築士事務所登録手数料について

- ・資料 5-2 により、白井日事連副会長から以下の通り報告。

自由民主党建築設計議員連盟の後押しもあり、国土交通省から各都道府県へ以下の文書が発出された。

国住指第 2 1 9 号 令和 6 年 9 月 4 日 各都道府県建築行政主務部長 殿 国土交通省住宅局建築指導課長 (公印省略) 建築士事務所登録手数料について(技術的助言)	
---	--

平素より建築行政の推進にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）において建築士事務所の登録に係る事務は、都道府県（指定事務所登録機関を指定した場合は当該機関）で実施するものとされています。

今般、「建築士事務所登録手数料の考え方」に関する研究会（別添 1）において、都道府県が条例で手数料を定める際に参考とすることができるものとして「建築士事務所登録手数料の考え方」がとりまとめられましたので、別添 2 のとおり添付いたします。

なお、当該事務に係る手数料については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条に基づき、条例で定めるとされるときにも、都道府県が指定事務所登録機関を指定した場合には、建築士法第 26 条の 4 に基づき、当該機関の収入とすることができるとされていることから、指定事務所登録機関を指定した際の手数料の算定の考え方について地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知いたします。

記

地方自治法第 227 条及び建築士法第 26 条の 4 の規定に基づき、条例で定めるところにより、指定事務所登録機関に納めさせ、その収入とすることができ建築士事務所の登録に係る手数料については、指定事務所登録機関における事務に要する実費を勘案して定めることが可能であるため、都道府県において総合的に判断されたい。

なお、建築士法第 23 条の 5 第 3 項において準用する変更届出を受けて行う登録も建築士事務所の登録に含まれる。

以上

別添 1 「建築士事務所登録手数料の考え方」に関する研究会 委員名簿 （省略）

別添 2 「建築士事務所登録手数料の考え方」について （省略）

③設計製図の CAD 利用の試行試験の協力者の推薦の報告

- ・ 3 名推薦したことを磯部事務局長が報告。

6 その他

（1）行事日程等

- ・ 資料 6-1 により、古谷理事から主な会議等の予定を確認するようお願いした。

理事会： 10/17、11/21、12/19、2025/1/16、2025/2/20、2025/3/21

統括委員長会：12/19 13:00～15:00

スポーツ大会：9/28（川崎） 全国大会：10/11（福井） 賀詞交歓会：2025/1/23

（2）その他

①理事会の開催運営についてのお願い

- ・資料 6-2 により、平山会長から前回の修正点を踏まえ以下の通り説明。

理事会の開催運営についてのお願い（修正版）

平素より大変お世話になっております。

はじめに、理事会運営については、活発な議論が出来、本会事業運営が図られていることに感謝申し上げます。

さて、当会としてもデジタル化や省資源化の取組を進めるにあたり、まずは当会の執行機関である理事会をモデルとし、運営の見直しをしていくことと致しました。

つきましては、初期段階として、以下の取組みを9月より実施致しますので、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

- 1 原則デジタル化、省資源化を目指し、理事会資料の印刷配布は行いません。
- 2 理事会資料については、ONE DRIVE の共有フォルダよりダウンロードをお願い致します。URL は、メールでもご案内致します。
<https://1drv.ms/f/c/82bdafb82d1ed211/EhHSHi24r70ggIKRAAAAAAABLcnuVQlBo74M6cSPQo3MrQ?e=8XJUIF>
また、メールの添付ファイルでPDFを送付致します。
- 3 理事会への資料提出は、開催の3 日前までとし、期限を厳守して下さい。
ただし、審議事項については、その限りでない。

②改正建築基準法・建築物省エネ法の円滑な施行に向けた建築士サポート体制に係る業務について

- ・資料 6-3 により、山口雄副会長から以下の通り説明。

確認申請を出す方へのサポートとなる。

電話相談も実施。主には指定確認検査機関へ確認申請を出さない方が対象。

受付はフォームズを利用予定。

ただし、インターネット対応不可の場合は、相談申込書（案）で対応予定。

③令和6年台風10号における住宅再建相談に係る相談業務の実施依頼について

- ・資料 6-4 により、永島理事から以下の通り説明。

令和6年9月13日

一般社団法人神奈川県建築士会

会長 上原 伸一 様

一般社団法人神奈川県建築士事務所協会

会長 平山 正義 様

公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部神奈川地域会
代表 柳澤 潤 様
公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会
会長 長田 喜樹 様
一般社団法人全国木造建設事業協会
理事長 安成 信次 様

神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課長
(公 印 省 略)

令和6年台風第10号における住宅再建に係る相談業務の実施について（依頼）

令和6年台風第10号により、神奈川県内の住宅に被害が発生したことを受け、県内市町村から被災住宅相談の実施について要請がありました。

つきましては、「災害時における住宅再建に係る相談業務に関する協定書」第2条の規定に基づき、被災住宅相談の支援を要請します。

なお、被災住宅相談の実施を要請する市町村や被災住宅相談の方法等の詳細については、別途連絡します。

問合せ先

住宅企画グループ 広岡、高橋、大塚

電話 045-210-6539

ファクシミリ 045-210-8884

電子メール kikaku3.185@pref.kanagawa.lg.jp

- ・ 令和6年台風第10号に伴う災害に係る災害救助法の適用について
神奈川県 5市（平塚市・小田原市・秦野市・厚木市・伊勢原市）、5町（大磯町・二宮町・中井町・大井町・湯河原町）
- ・ 電話相談窓口を公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会に設置。
9月18日に神奈川県が記者発表
期間：令和6年9月17日（火）から同年9月30日（月）まで
対応：9月17日付けメールにて協力頂ける相談員を募集。

参考：令和6年度 相談員募集説明会の実施

横浜会場 11月 5日（火）15:00～17:00 神奈川県建設会館2階 講堂
川崎会場 11月25日（月）17:40～19:00 川崎市中原区市民館
厚木会場 12月 3日（火）15:00～17:00 プロミティ厚木

【再建相談】市町希望一覧

	市町村名	担当課名	担当	問合せ先(電話)	回答1:窓口相談	回答2:電話相談	備考
1	平塚市	まちづくり政策課	前田	0463-21-8781	希望なし	希望なし	
2	小田原市	都市政策課	山本	0465-33-1251	希望なし	希望する	
3	秦野市	交通住宅課	横溝	0463-82-9642	希望なし	希望する	
4	厚木市	住宅課	古戔	046-225-2330	希望なし	希望なし	
5	伊勢原市	建築住宅課	松木	0463-94-4783	希望なし	希望する	
6	大磯町	都市計画課	東(ア スミ)	0463-61-4100	希望なし	希望する	
7	二宮町	都市整備課	峰岸	0463-71-5956	希望なし	希望する	
8	中井町	まち整備課	宇野 田	0465-81-3901	希望なし	希望なし	
9	大井町	都市整備課	石井	0465-85-5014	希望なし	希望なし	
10	湯河原町	まちづくり課	遠藤	0465-63-2111(内線: 531)			

以下、法適用以外

11	開成町	都市計画課	佐野	0465-84-0320	希望なし	希望なし	
12	相模原市	住宅課	山崎	042-769-9817	希望なし	希望なし	
13	横浜賀市	市営住宅課	富田	046-822-9604	希望なし	希望なし	
14	南足柄市	建築営繕課	鈴木	0465-73-8058	希望なし	希望なし	
15	川崎市	住宅整備推進課	和田	044-200-2995	希望なし	希望する	
16	藤沢市	住宅政策課	高橋	0466-50-3541	希望なし	希望する	
17	箱根町	都市整備課	小川	0460-85-9566	希望なし	希望なし	

④神奈川県建築会議について

- ・古谷総財務委員長より以下の通り報告。

総会開催：令和6年9月20日

現状に合わせた内容に変更する予定。

12月20日に山本理顕様の記念講演会を開催予定。

○定款第47条により出席した会長及び監事は、議事録に記名押印しなければならない。

会 長 平山 正義 印

監 事 平野 武洋 印

監 事 山本 敏夫 印

監 事 棕 茂 廣 印